

第4次芽室町食育推進計画

～健康で心豊かに郷土を愛する人づくり～

令和5年3月

芽 室 町

目 次

1 本計画の趣旨	1-
(1) 計画の目的	1-
(2) 本計画の位置付け	2-
(3) 計画の期間	2-
2 芽室町の概要	3-
3 前計画の目標達成状況	4-
4 芽室町の食をめぐる現状	
(1) 地産地消・農業体験活動の現状	5-
(2) 食生活の変化と健康への影響	6-
(3) 食をめぐる社会情勢の変化	8-
(4) 食育に対する理解と取組	9-
5 食育に関する基本目標	10-
6 食育推進のための施策体系	12-
7 施策の展開	
基本目標1 食を通じて農業を応援し地産地消を実践できる人を育もう	16-
基本目標2 食を通じて心豊かで輝く人を育もう	19-
基本目標3 食を通じて健康で笑顔な人を育もう	23-
8 計画の推進体制と進捗管理	28-
用語解説	29-
(参考) 第3次芽室町食育推進計画評価表	32-

1 本計画の趣旨

(1) 計画の目的

食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号）において、「食育とは、生きる上で基本であって、知育、德育、体育の基礎となるべきもの、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるもの」とされています。

しかし、国民の食生活は栄養の偏りや不規則な食事、生活習慣病の増加のほか、「食」の安全上の問題など様々な課題が存在していることから、国、地方公共団体だけでなく、教育関係者等や農林漁業者等、食品関連事業者等、さらには国民にもその責務を明記し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めることとしています。

これらを推進するにあたり、国は令和 3 年度からおおむね 5 年間を計画期間として、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進（食と環境の調和：環境の環（わ））（農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化：人の輪（わ））（日本の伝統的な和食文化の保護・継承：和食文化の和（わ））」、「「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進」に重点をおいた「第 4 次食育推進基本計画」を作成しました。

また、北海道では、平成 31 年度から令和 5 年度までの 5 年間を計画期間として、「第 4 次北海道食育推進計画（どさんこ食育推進プラン）」を策定し、引き続き道内の食育を総合的に推進することとしています。

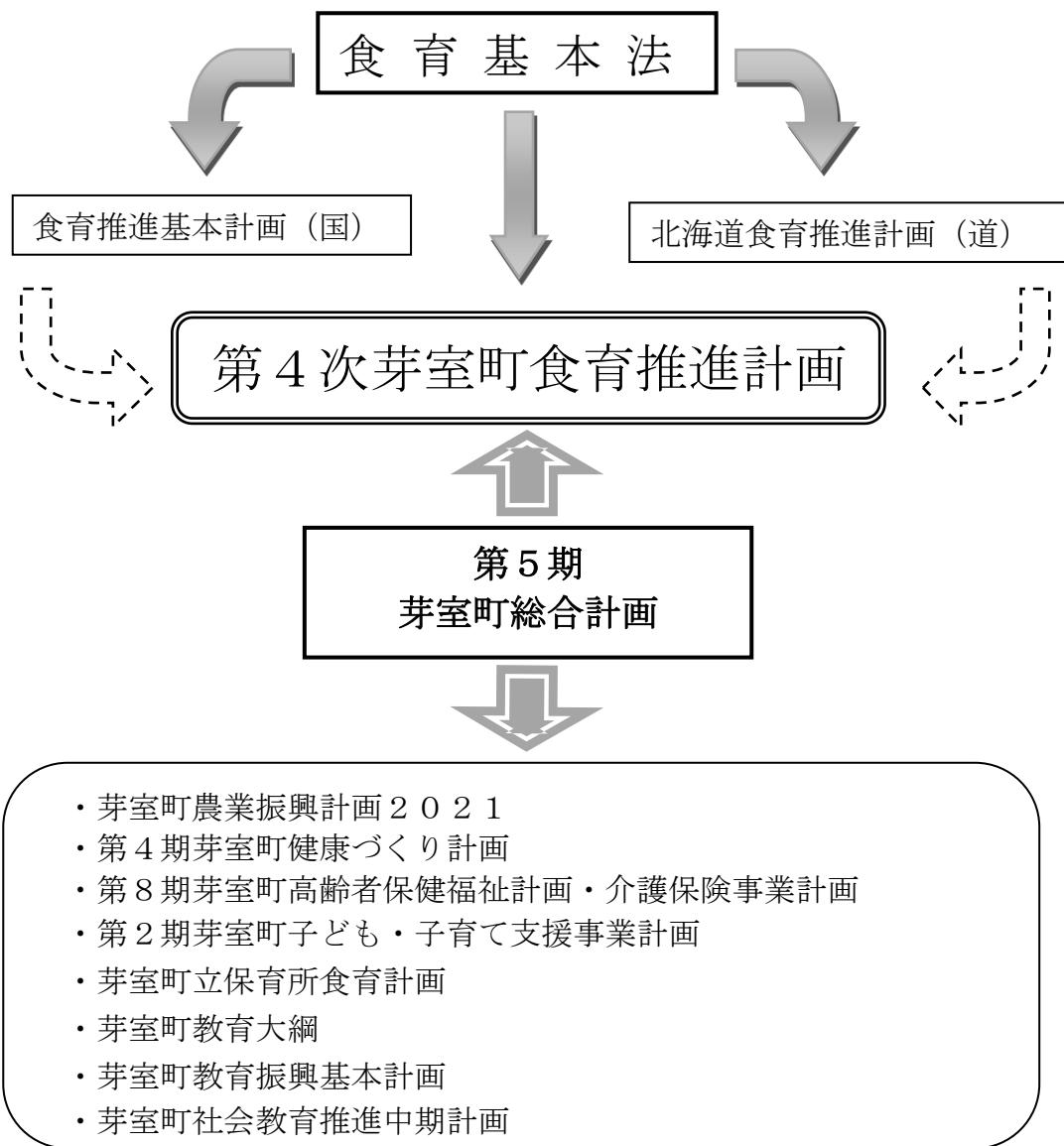
芽室町は、国や道の動向に合わせて、食育の取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成 31 年 3 月に「第 3 次芽室町食育推進計画」を策定し、町総合計画及び食育推進基本計画との関連を体系化しながら、保健、子育て分野では健康講座や栄養相談、農業分野ではめむろ農業小学校の開催、教育分野では児童生徒の生活習慣病検査やめむろわんぱくキャンプの実施などさまざまな食育推進事業に取り組んできました。

依然として、食習慣に大きく関係していると言われる肥満や生活習慣病の増加などの課題を抱えてはおりますが、子どもたちの農作業体験や地元農畜産物を使った調理実習、農家民泊など生産者や関係団体が連携し、主体的に食育に取り組む動きが進んでいます。

このような状況を踏まえ、芽室町の特性を生かした食育及び地産地消の取組を効果的に推進するため、今後 4 年間の重点施策を定めた「第 4 次芽室町食育推進計画」を策定します。

(2) 本計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づき、食育推進基本計画や北海道食育推進計画との整合を図りながら、第5期芽室町総合計画のうち、食育に関する部分の個別計画に位置付け、芽室町健康づくり計画等の個別計画と連携しながら、食育を具体的に推進するための計画として策定しています。



(3) 計画の期間

この計画の期間は、第5期芽室町総合計画の後期実施計画と合わせ令和5年度から令和8年度までの4年間とし、関係法令の改正や国の食育推進基本計画、北海道食育推進計画、芽室町総合計画等の見直しと合わせ、必要に応じて見直しを行います

(※参考)

- ・第4次食育推進基本計画(国)の計画期間は 2021-2025
- ・第4次北海道食育推進計画の計画期間は 2019-2023
- ・第5期芽室町総合計画(後期実施計画)の計画期間は 2023-2026

2 芽室町の概要

芽室町は、日高山脈の東、十勝平野の中西部に位置し、東西 22.6km、南北 35.4km の広さがあり、その約 41%が農地、約 42%が山林である緑豊かな町です。

気候は内陸性で国内有数の日照時間（年 1,900 時間以上）を誇ります。

年平均気温は 6.2°C で、夏は 35°C 以上、冬には氷点下 30°C 近くになるなど寒暖差がとても大きく、町を流れる十勝川、芽室川、美生川などの河川が、肥沃で平坦な大地を形成しています。

肥沃な大地と気候条件に恵まれた本町の基幹産業は農業で、畑作を中心とした大規模経営を行っています。

芽室町を代表する小麦、馬鈴しょ、てん菜、豆類、スイートコーンなどは、同時に北海道を代表する作物でもあります。

作付面積、収穫量ともに北海道でトップクラスに位置し、農業粗生産額も約 330 億円となっています。



3 前計画の目標達成状況

第3次芽室町食育推進計画は、第5期芽室町総合計画前期実施計画の個別計画として「食による心と体の健康づくりを進めよう」、「地元の農業を知り、地元の食材を食べよう」、「食を通じて豊かな心を育もう」の3つの目標を掲げ、「食育」を推進してきました。

食育推進計画が関連付けられる総合計画の施策の成果指標に基づく達成状況は、次のとおりです。

第5期総合計画成果指標	現状値(H29)	目標値(H34)	実績値(R3)
日頃から健康的な生活習慣を身につけている方だと思う町民の割合 (まちづくりに関する住民意識調査より)	71.4%	77.0%	65.2%
日頃、地産地消を意識して買い物をしている町民の割合 (まちづくりに関する住民意識調査より)	75.8%	80.0%	86.4%
毎日朝食を摂っている児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査より)	85.7%	90.0%	87.7%

「日頃、地産地消を意識して買い物をしている町民の割合」以外の指標は現状値からはほぼ横ばいとなっており、町としての取組は進めているものの、目標の達成には至っていないことから、今後も取組みを継続していく必要があります。

4 芽室町の食をめぐる現状

(1) 地産地消・農業体験活動の現状

芽室町は、農業が基幹産業であり、食料を生産する芽室町の特色を活かした食育を推進していくことが重要となっています。

町内小中学校の学校給食では、地元農畜産物を積極的に利用しており、令和3年度の学校給食への地場産食材利用率（数量ベース）は、町内産 13.3%、十勝産 67.6%、道内産 90.8% と高い割合となっています。

また、芽室町で生産された農畜産物やその加工品を多く使った「めむろまるごと給食」を年9回実施し、児童生徒が「地産地消」を意識できる取組をしているほか、栄養教諭を配置し、全ての学級で「食の指導」を行っています。

町立保育所については、平成30年度から町が献立作成業務を担うことで地元農産物を使用した栄養バランスのよい給食や行事食の提供を行っています。

また、町内では個人や町民グループ、事業者等が行う料理講習会や学習会が幅広く展開されており、直売所のほか、小売店でも地元農畜産物を購入できる恵まれた環境となっています。

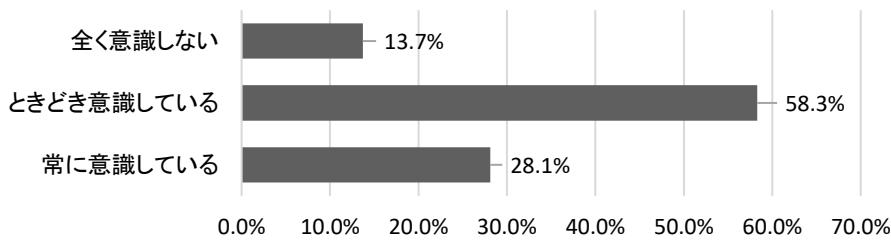
なお、令和3年度に実施したまちづくりに関する住民意識調査では、「日頃、地産地消を意識して買い物をしている町民の割合」が 86.4% となっており、調査を開始した平成19年度の 79.1% と比較すると、地産地消への関心が年々高くなっていることから、今後も 80.0% 超の高水準を維持するため、引き続き地元農畜産物の価値について積極的にPRする必要があります。

農業体験活動については、小学生が対象の「めむろ農業小学校」、「食農教育」の実施や、保育所・幼稚園・小学校で農業体験活動を取り入れた食育学習の実施、町民対象のめむろ地産地消バスツアー・食育講演会、都市部の高校生の教育旅行を対象とした農家民泊の受け入れなども実施されていますが、食育や農業体験活動に取り組む生産者の意識に温度差もあります。

各種学習活動や体験活動により、芽室町の基幹産業である農業や食品産業など、食に関連する産業の役割や現状について関心や理解を深めるとともに、地産地消の大切さを知り、実践する食育の取組が必要です。

普段、地産地消を意識して買い物している町民の割合

R3 住民意識調査



令和3年度 給食材料产地調書(%)

	芽室産 割合	十勝産 割合	道内産 割合	道外産 割合	輸入品 割合
米・麦・小麦粉	10.9	0.0	81.5	7.6	0.0
野菜類	42.9	18.2	10.3	28.6	0.0
肉類	8.7	6.1	75.0	10.2	0.0
牛乳	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	91.9	7.7	0.0	0.4
合計	13.3	54.3	23.3	9.1	0.0
十勝産合計		67.6			
道内産合計			90.8		
国内産合計				100.0	

めむろ農業小学校参加状況

	年度	人	家庭数	対象
第1回	H11	40	32	年長～6年生
第2回	H12	42	32	"
第3回	H13	39	32	"
第4回	H14	37	27	"
第5回	H15	47	32	"
第6回	H16	43	30	"
第7回	H17	24	16	"
第8回	H18	34	17	"
第9回	H19	31	20	"
第10回	H20	30	23	"
第11回	H21	30	25	"
第12回	H22	19	16	3～6年生
第13回	H23	35	28	1～6年生
第14回	H24	34	25	"
第15回	H25	32	25	"
第16回	H26	51	41	"
第17回	H27	42	35	"
第18回	H28	49	38	"
第19回	H29	49	36	"
第20回	H30	33	28	"
第21回	R1	35	30	"
第22回	R2			中止
第23回	R3	40	30	"
第24回	R4	41	33	"
延べ人数		857	651	

(2) 食生活の変化と健康への影響

国民の食生活は、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れが見られ、これらに起因して、肥満や生活習慣病の増加などが問題となってきています。

この傾向は、芽室町においても同様で、令和3年度の若年健診受診者及び国保特定健診受診者によると、芽室町のB M I 25 を超えている肥満者の割合は、成人男性43.3%、女性18.4%となっており、特に35歳～39歳男性肥満者は51.2%となっています。

肥満は糖尿病や高血圧、脂質異常症などの生活習慣病の危険因子であり、一次予防の観点からも肥満対策に取り組む必要があります。

生活習慣病は若い頃からの生活改善が必要であり、子どもの頃から生活習慣病予防について周知していく必要があります。

子どもの食生活の乱れに代表される朝食の欠食について、令和3年度全国学力・学習状況調査において「毎日朝食を食べている」と回答した割合は、芽室町は小学6年生で84%、中学3年生で91%となっており、過去3年間の調査結果を見ても大きな改善は見られません。

また、平成11年度から公立芽室病院と協力して教育委員会が実施している小学4年生及び中学1年生並びに他学年の有所見者を対象にした生活習慣病検査（血液検査）の結果を見ても、年により違いはあるものの指導や再検査が必要な子どもが一定数存在します。

子どもの頃から食に対する正しい知識を身に付けさせることが、家庭や学校・保育所等に求められており、保護者の食習慣に対する認識とあわせて、重要な課題となっています。

栄養・食生活は、生命を維持し、人々が健康で幸福な生活を送るために欠くことのできない営みであり、多くの生活習慣病の予防のほか、生活の質の向上及び社会機能の維持・向上の点からも重要です。

町民自らが「食」に関心を持ち、健康との関係性を理解し、よりよい食習慣を身につけることができるよう支援する必要があります。

小4、中1の生活習慣病検査実施結果

○小学4年生

年 度	対象人数	受検人数	受診率	要指導・ 要再検者	要指導・ 要再検率
H11	185	145	78.4%	28	19.3%
H12	191	154	80.6%	28	18.2%
H13	210	169	80.5%	51	30.2%
H14	200	162	81.0%	35	21.6%
H15	197	153	77.7%	45	29.4%
H16	220	190	86.4%	60	31.6%
H17	207	174	84.1%	38	21.8%
H18	217	185	85.3%	45	24.3%
H19	181	145	80.1%	43	29.7%
H20	210	167	79.5%	22	13.2%
H21	205	173	84.4%	23	13.3%
H22	225	189	84.0%	26	13.8%
H23	198	175	88.4%	21	12.0%
H24	227	178	78.4%	14	7.9%
H25	241	182	75.5%	17	9.3%
H26	199	127	63.8%	26	20.5%
H27	200	144	72.0%	15	10.4%
H28	220	151	68.6%	18	11.9%
H29	209	141	67.5%	9	6.4%
H30	197	123	62.4%	6	4.9%
R1	185	104	56.2%	6	5.8%
R2	177	99	55.9%	2	2.0%
R3	232	96	41.4%	22	22.9%

○中学1年生

年 度	対象人数	受検人数	受診率	要指導・ 要再検者	要指導・ 要再検率
H11	233	195	83.7%	18	9.2%
H12	208	180	86.5%	41	22.8%
H13	240	208	86.7%	41	19.7%
H14	193	154	79.8%	27	17.5%
H15	192	161	83.9%	27	16.8%
H16	211	170	80.6%	31	18.2%
H17	206	182	88.3%	35	19.2%
H18	211	189	89.6%	28	14.8%
H19	231	212	91.8%	48	22.6%
H20	212	184	86.8%	13	7.1%
H21	225	187	83.1%	17	9.1%
H22	197	161	81.7%	17	10.6%
H23	213	175	82.2%	22	12.6%
H24	213	187	87.8%	17	9.1%
H25	236	204	86.4%	15	7.4%
H26	201	173	86.1%	20	11.6%
H27	223	189	84.8%	10	5.3%
H28	235	200	85.1%	17	8.5%
H29	198	139	70.2%	13	9.4%
H30	202	156	77.2%	11	7.1%
R1	222	160	77.2%	2	1.3%
R2	209	145	69.4%	7	4.8%
R3	244	113	46.3%	16	14.2%

■検査項目

H11～H19 肝機能、血糖値、ヘモグロビン値
H20～R3 コレステロール・中性脂肪、血糖値、ヘモグロビン値
(公立芽室病院医師からの助言により)

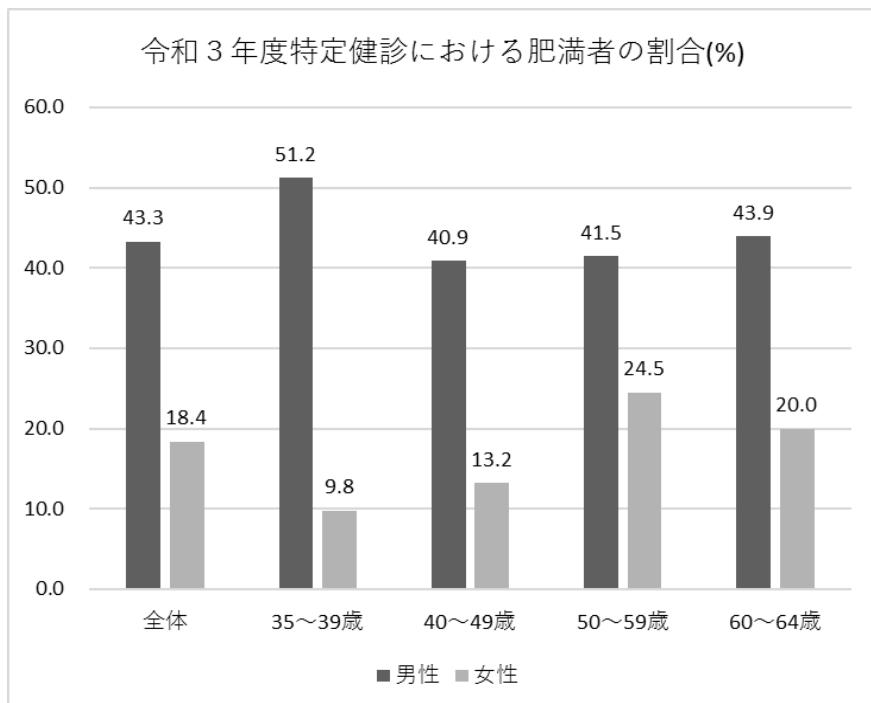
注)H20から肝機能の検査をやめ、LDL-コレステロール値を追加したことから要指導・再検者数が減っている。

注)R3から対象者を変更している。小学生は、4年生とローレル指数160以上の有所見者。中学生は、1年生とローレル指数160以上の有所見者。

小6、中3の朝食の摂取状況(%)

	小学6年生	中学3年生
平成27年度	83.5%	89.8%
平成28年度	86.6%	90.2%
平成29年度	86.1%	85.5%
平成30年度	84.8%	81.5%
平成31年度	87.1%	88.4%
令和2年度	83.2%	86.7%
令和3年度	84%	91%

※全国学力・学習状況調査において、「毎日朝食を食べている」と回答した割合



(3) 食をめぐる社会情勢の変化

芽室町においては、高齢化率が道内では低い位置にあるものの、全国規模で見るとほぼ同程度のペースで高齢化が進んでおり、人口減少、少子化、世帯構造の変化や中食市場の拡大が進行するとともに、食に関する価値観や暮らしの在り方も多様化し、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。

それに伴い、伝統的な行事や作法と結びついた食事をする機会も減少傾向にあります。

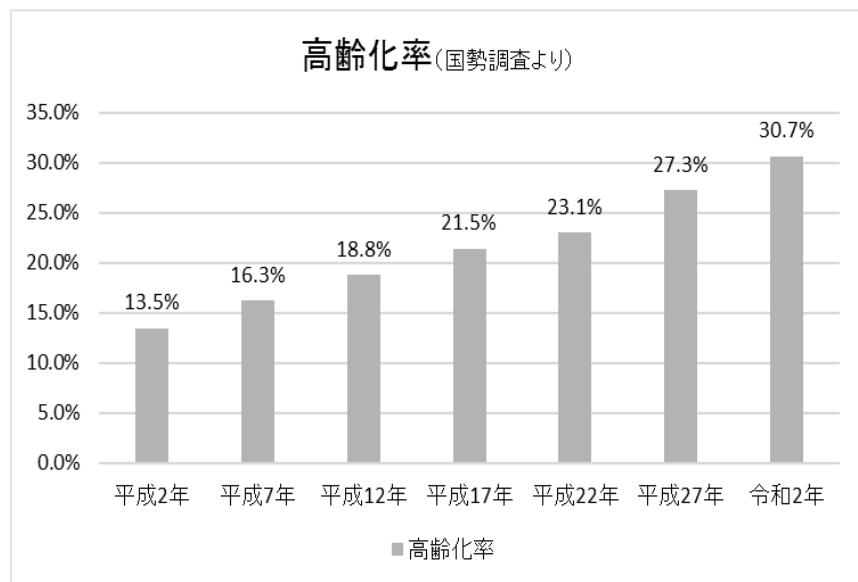
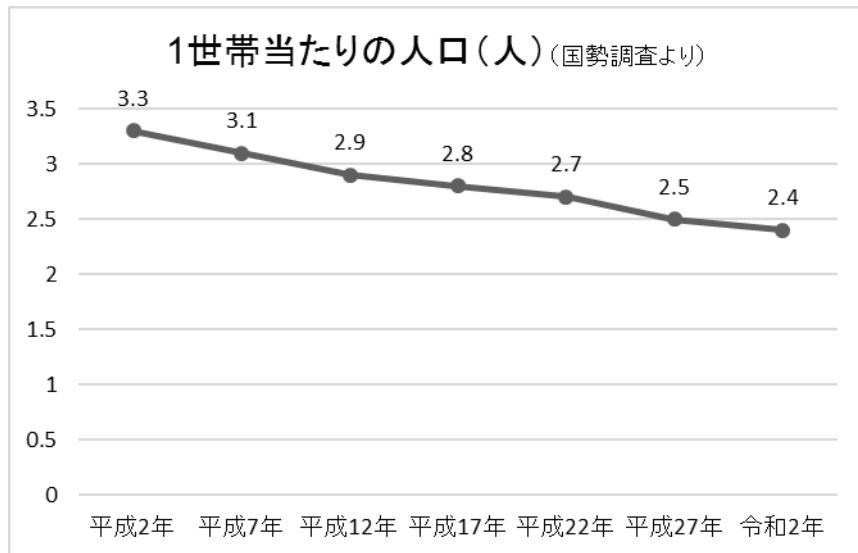
食や農業をめぐる社会情勢の変化はめまぐるしく、燃油価格や輸入農畜産物の価格上昇により物価が高騰する中で、自然災害や農業生産資材価格の高騰、労働力不足等により国内の農業経営環境も悪化しておりますが、消費者の健康志向は根強く、食の安全・安心に対する関心は益々高まるものと考えられます。

情報化が進み、食に関する情報が氾濫する中、偏りのない正しい食の知識や安全な食べ物を選択できる力を習得することが重要となっています。

(4) 食育に対する理解と取組

食育推進計画策定以降、さまざまな機関・団体などが役割を分担しながら、食育の推進に取り組んでおり、食育の周知度・関心度は高まりつつあると考えられます。

行政も、地域の団体や企業、農業者グループと連携し、幅広い世代や分野に食育への関心を広めていくことが大切です。



5 食育に関する基本目標

町民が生きる基本である「食」に対する意識を高め、健康で心豊かに暮らすためには、家庭、学校・保育所等、地域が連携して食育を推進するとともに、一人ひとりが食に対する関心や感謝の気持ちを持ち、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得することが大切です。

この計画では、前述の「芽室町の食をめぐる現状」と第5期芽室町総合計画を踏まえ、町民が積極的に食育に取り組むことができるよう3つの基本目標を掲げ、食育を推進していきます。

基本目標1	食を通じて農業を応援し地産地消を実践できる人を育もう
-------	----------------------------

国際的な経済連携協定の影響や自然災害、肥料・飼料・燃油等の生産資材の高騰、農業経営者の高齢化に伴う担い手・労働力不足などの厳しい農業経営環境の中で、芽室町をこれからも発展させていくためには、農業を基幹産業として2次産業・3次産業に波及させていく経済循環を継続させる必要があります。

このため、農業や食品産業などの関係事業者と協力しながら食育の取組を推進することで、農業の役割や現状を理解し応援する心を持ち、地産地消の大切さを知り実践できる人材を育みます。

基本目標2	食を通じて心豊かで輝く人を育もう
-------	------------------

食は健康な体の維持だけでなく、豊かな心を育む重要な要素です。生涯を通じて、生き生きと過ごすためには、食の楽しさを実感しながら、子どものころから望ましい食習慣や食事のマナー、食文化など、基本的な生活習慣や食に関する知識を身につけるとともに、機会を逃さず学び続けることが大切です。

食を通じて心豊かで輝く人を育むことができるよう、家庭・学校・地域で食育の取組を推進します。

基本目標3	食を通じて健康で笑顔な人を育もう
-------	------------------

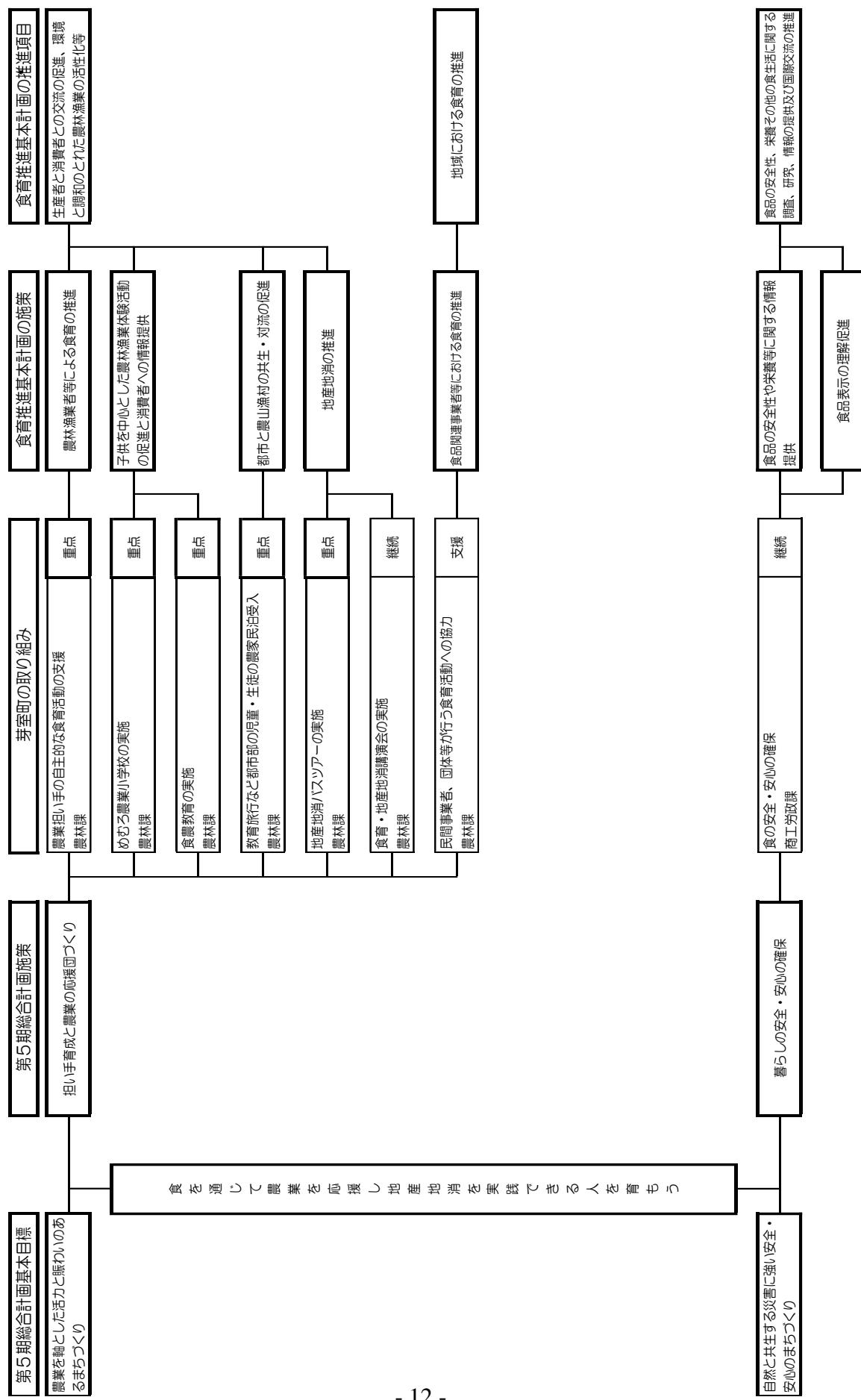
栄養バランスの乱れ、朝食の欠食や誤った間食の摂り方などは肥満や生活習慣病の危険因子とされています。

食に関する情報が氾濫する中で、正しい情報の選択ができ、子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた食生活や生活習慣を身につけ実践することが大切です。共食を通じて、健康で笑顔な人を育むことができるよう食育の取組を推進します。

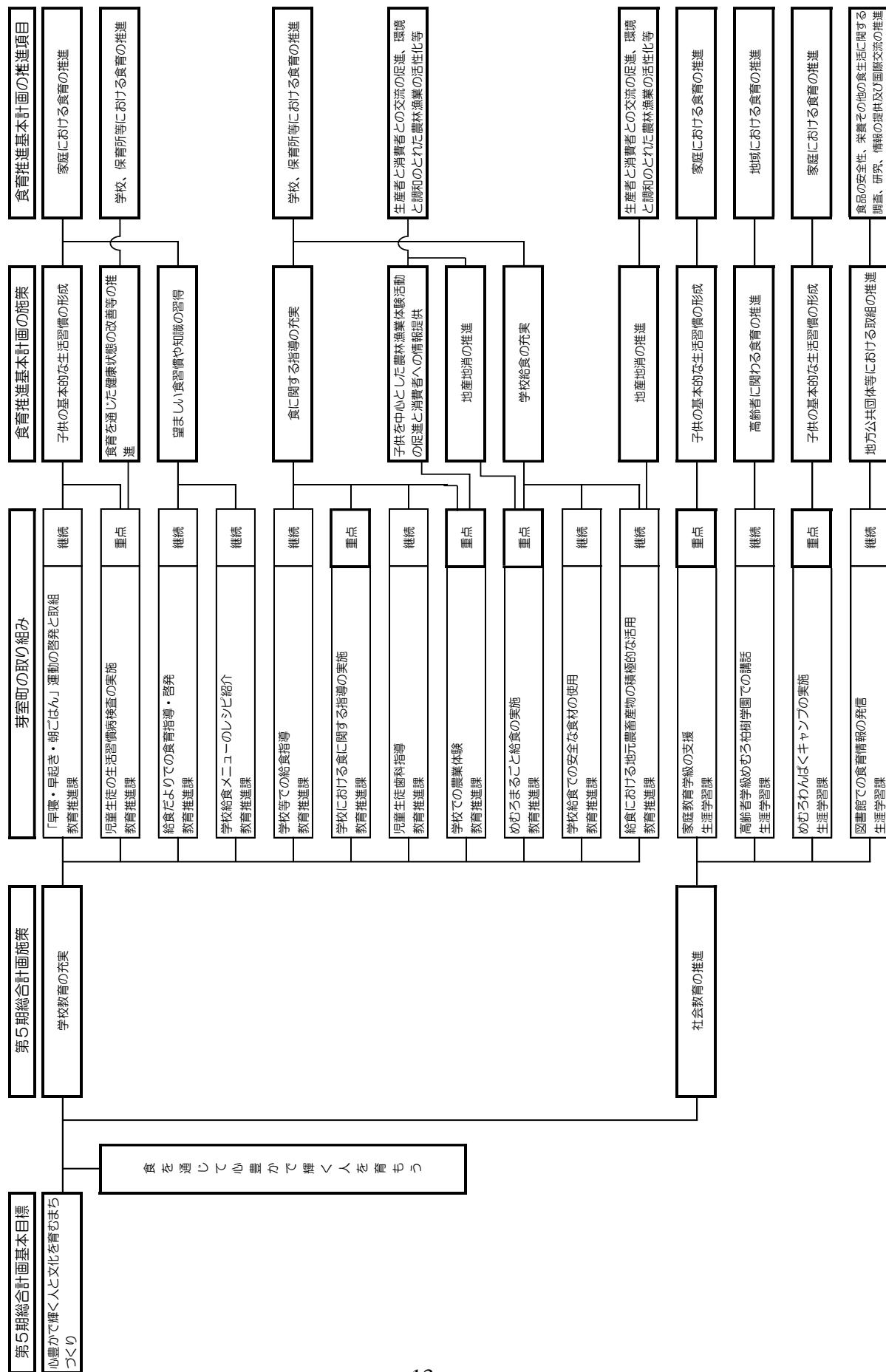
6 食育推進のための施策体系

本町では、基本目標の実現に向けて、第4次食育推進基本計画及び芽室町第5期総合計画を踏まえ、総合的に食育の取組を推進します。

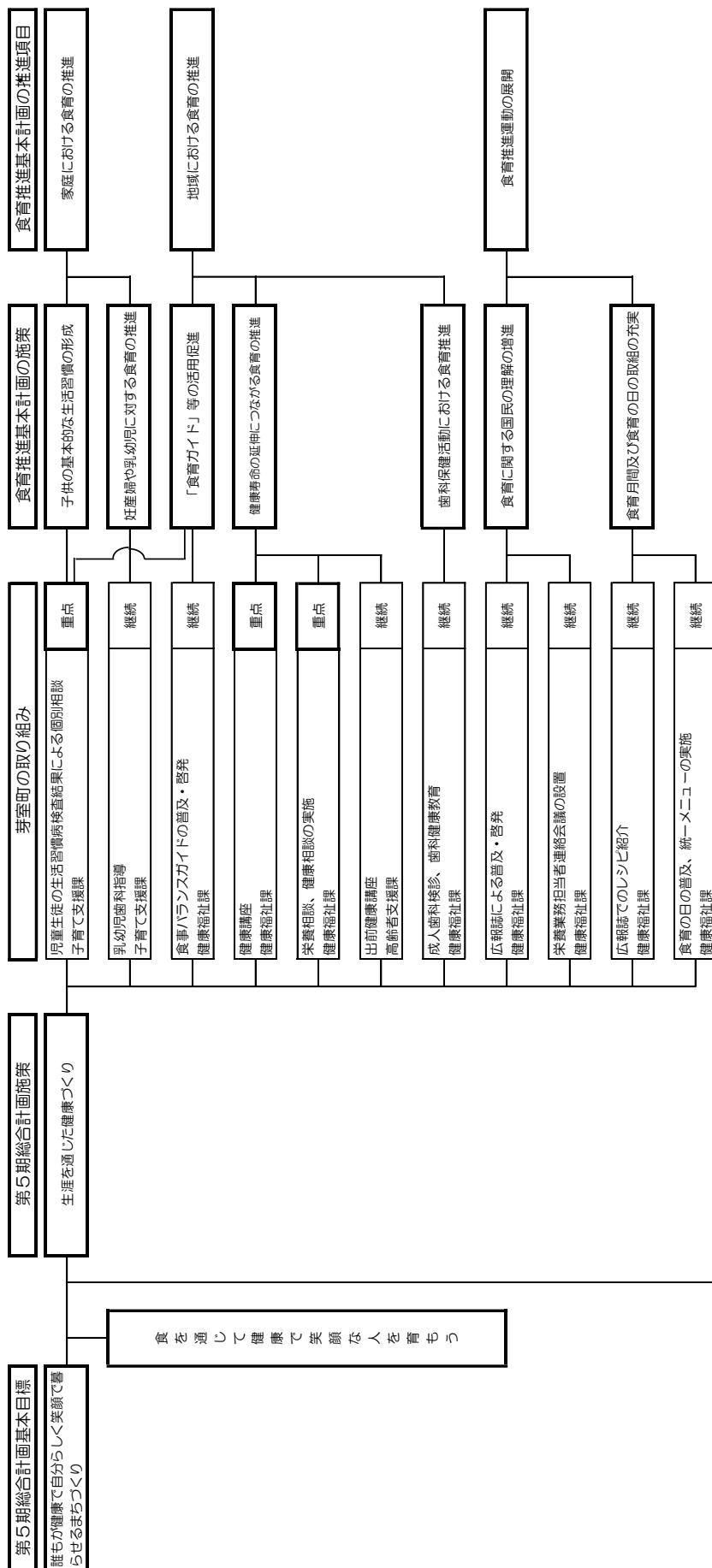
第4次芽室町食育推進計画体系図1

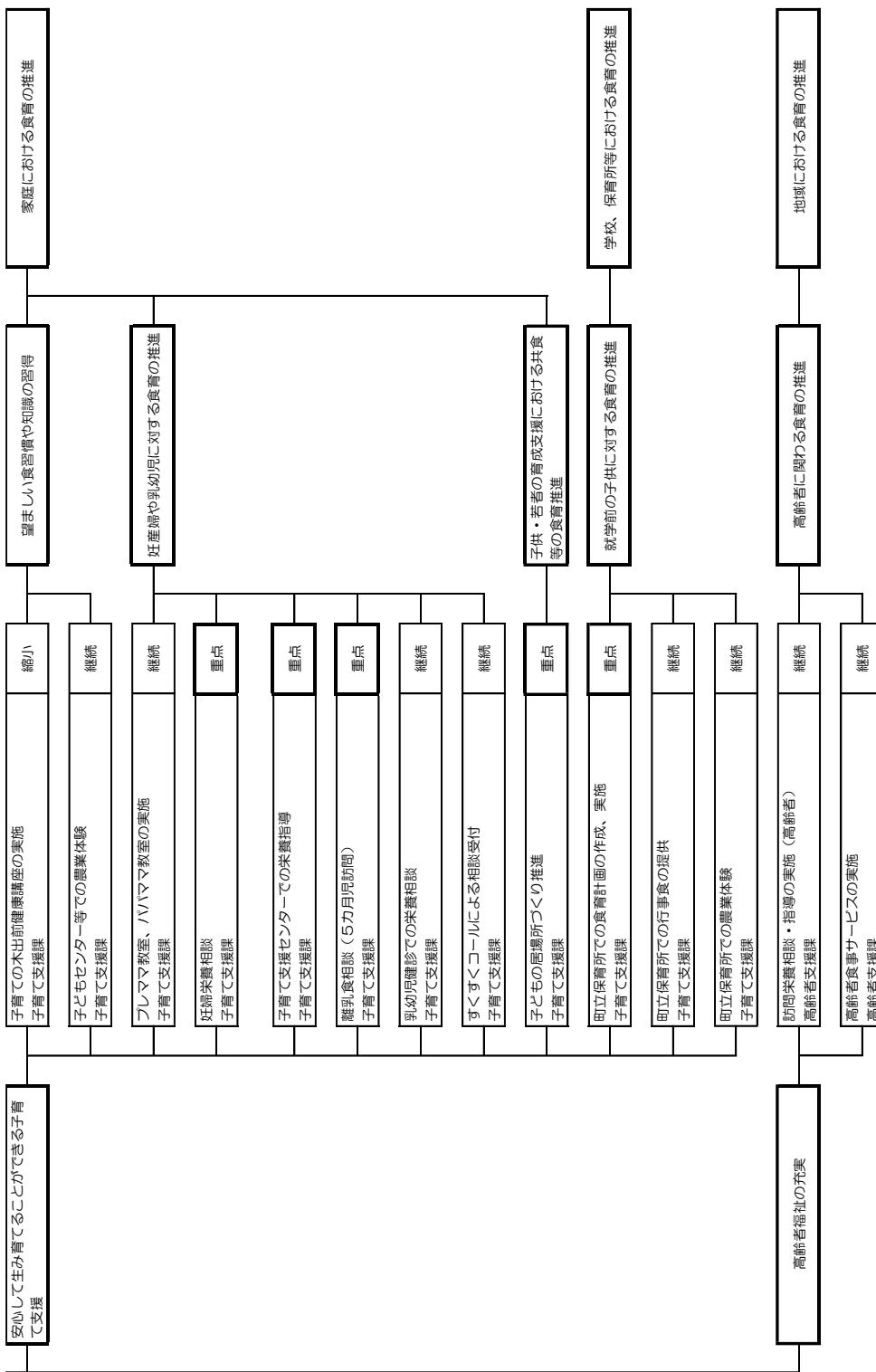


第4次芽室町食育推進計画体系図2



第4次芽室町食育推進計画体系図3





7 施策の展開

基本目標 1 食を通じて農業を応援し地産地消を実践できる人を育もう

農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり【第5期芽室町総合計画基本目標】

自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり【第5期芽室町総合計画基本目標】

施策 1 担い手育成と農業の応援団づくり【第5期芽室町総合計画施策】

施策 2 暮らしの安全・安心の確保【第5期芽室町総合計画施策】

1 食育に関する課題

芽室町は豊かな自然に恵まれ、消費者と生産者の顔が見え交流のできる農業のまちですが、農業のまちに住んでいることと、農業について理解していることとはイコールにはなりません。

TPP11協定などの国際的な経済連携協定や、肥料・飼料・燃油等の生産資材価格の高騰、担い手・労働力不足など厳しい農業経営環境の中で、農畜産物や加工食品を取り巻く環境の変化が想定されており、食の安全性や食べ物の生産現場への理解促進の必要性が一層高まっています。

町民に地元農畜産物を選択してもらうためには、農業や生産者を身近に感じ、正しい知識を身に付けてもらえるよう、農業体験や消費者と生産者の交流、地元農畜産物を食べる機会を充実させることが重要です。

そのためには、町民が地元で地元の農畜産物や加工品を購入し、食べやすい環境づくりや、学校給食での地元農畜産物の使用、生産者の自主的な消費者交流や食育活動の支援、町内の各団体・企業との連携等により効果的に食育・地産地消の推進を図る必要があります。

また、農業の教育力を生かした食農教育を、本町の児童生徒だけではなく都市部の消費者に対しても提供することが農業のまちの役割として求められています。

芽室町の農畜産物と農業の魅力を都市部の消費者にPRし、食の安全・安心と農業への関心を高めていくことも農業のまちが行うべき食育・地産地消の取組のひとつです。

農業のまちという地域特性を生かし、農畜産業や食品産業など食に関する産業の役割や現状を理解し応援する心や郷土愛を育むとともに、地産地消の大切さを知り実践できるよう食育の取組を推進します。

2 対象とする食育推進基本計画の推進項目及び施策

(1) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

- ① 農林漁業者等による食育の推進
- ② 子供を中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供
- ③ 都市と農村漁村の共生・対流の促進
- ④ 地産地消の推進

(2) 地域における食育の推進

- ① 食品関連事業者等による食育推進

(3) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

- ① 食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ② 食品表示の理解促進

3 計画期間の重点的な取組

(1) 農業担い手の自主的な食育活動の支援

「めむろの恵みフェスタ」をはじめとする、農業の担い手が自主的に行う生産者と消費者の交流や農業体験、加工品の開発・販売など、地域と連携した食育、地産地消活動について、助言・協力するとともに、担い手自主的活動支援補助金制度を活用し支援をします。

(2) めむろ農業小学校の実施

食農教育の一環として、大地を耕し、種をまき、育て、収穫し、食べるまですべての工程の「体験」や生産者との「交流」を通して、食べ物を生産する農業の喜びや苦労を感じ、いのちの大切さを理解してもらうことを目的に、町内の小学生を対象としてめむろ農業小学校を実施します。

(3) 食農教育の実施

食べ物の生産現場であり本町の基幹産業でもある農業と、その生産者に町内の児童がふれあう機会を設け、農業を知り、郷土を知り、より芽室町に愛着を持ってもらうことを目的に、教育現場と協力しながら、町内小学校の児童を対象として食農教育を実施します。

(4) 教育旅行など都市部の児童生徒の農家民泊受入

子どもたちが農家民泊し、芽室の恵まれた自然の中で安全な食づくりの体験、生産者との交流をすることで、食の大切さについて実感し、農業を理解し応援する心を育むとともに、芽室町を認識してもらうことを目的に実施します。

(5) 地産地消バスツアーの実施

地元農畜産物を身近に感じ、地元農畜産物の新鮮さ・安全性などの優位性を実感してもらうため、生産者とのふれあいや生産現場の見学、地元農畜産物を使った食事など芽室の食と農業が体験できる地産地消バスツアーを実施します。

4 その他の取組

食育講演会の開催や、芽室消費者協会と連携した取組などにより、食の安全・安心や農業に関する情報提供を行うとともに、食を意識した事業により地産地消の推進に努めます。

5 民間事業者や団体等が実施する食育活動への支援

町内の農業者、農業関係機関、農業関連事業者や食品関連事業者、民間団体等が実施する、食育、地産地消推進活動について情報収集を行うとともに、必要に応じて協力、連携、支援を行います。

6 関連する既存計画等

取組の実施にあたっては、第5期芽室町総合計画、本食育推進計画のほか、次の計画等に基づいて進めます。

(1) 芽室町農業振興計画 2021（農林課）

基本目標2 食を通じて心豊かで輝く人を育もう

心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり【第5期芽室町総合計画基本目標】

施策1 学校教育の充実【第5期芽室町総合計画施策】

1 食育に関する課題

小・中学校教育は、児童生徒が「生きる力」を育むことを目的として、生涯にわたり人格形成を進める基礎的な知識や技能を習得・活用し、課題を解決するために必要な思考力や判断力を身につける等の重要な役割を担っています。

近年問題視される朝食の欠食について、「朝食を毎日食べていますか」という質問に対し、「食べている」と回答した割合は、小学生で84.0%、中学生で91.0%となっており、過去3年の調査結果をみても大きな改善は見られません。

また、公立芽室病院と協力して教育委員会が独自に実施している小学4年生及び中学1年生並びに他学年の有所見者を対象にした生活習慣病検査の結果については、改善傾向ではあるものの要指導・要再検査と判定される児童生徒が一定数存在します。

子どもの頃から食に対する正しい知識を身に付けさせることが、家庭や学校等に求められており、保護者の食習慣に対する認識とあわせて、大きな課題となっています。

栄養教諭を中心に、学校給食を活用した食育の推進や家庭・学校・地域の連携による「早寝・早起き・朝ごはん」運動など基本的生活習慣の確立や食育の推進を積極的に展開する必要があります。

また、児童生徒が本町の基幹産業である農業や地元農畜産物について理解を深めるため、調理や農業体験等の機会の拡充や地元食材を活用した学校給食の充実を図ることが必要です。

2 対象とする食育推進基本計画の推進項目及び施策

(1) 家庭における食育の推進

- ① 子供の基本的な生活習慣の形成
- ② 望ましい食習慣や知識の習得

(2) 学校・保育所等における食育の推進

- ① 食育を通じた健康状態の改善等の推進
- ② 食に関する指導の充実
- ③ 学校給食の充実

(3) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

- ① 子供を中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供
- ② 地産地消の推進

3 計画期間の重点的な取組

(1) 児童生徒の生活習慣病検査の実施

子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、健康教育の一環として、公立芽室病院の協力のもと、小学4年生及び中学1年生並びに他学年の有所見者を対象に生活習慣病検査（血液検査）を実施します。

その結果、要指導・要再検査となった児童生徒とその保護者を対象に子育て支援課と連携して栄養・健康相談を実施し、食生活等の改善に取り組みます。

(2) 学校における食に関する指導の実施

全ての小中学校・学年・学級で栄養教諭による次の食に関する指導を継続します。

- ① 児童生徒の成長に合わせた食に関する知識や食習慣の指導
- ② 地元で生産される農畜産物の学習
- ③ 給食を活用した、食事マナーの指導

(3) 学校での農業体験の実施

総合的な学習の時間などにおける農業体験や学校農園の取組、職業体験等を通じて、食べ物への関心や大切にする心を育むとともに、基幹産業である農業に対する理解や郷土を愛する心を育みます。

(4) めむろまるごと給食の実施

食に関する指導の充実や地産地消意識の醸成のため、地元食材を活用し、本町の基幹産業である農業の大切さと食の安全・安心を学ぶ「めむろまるごと給食」を継続します。

4 その他の取組

学校便りや入学説明会等で「早寝・早起き・朝ごはん」等の規則正しい生活習慣について家庭への啓発を継続します。

学校給食において地元で生産された農畜産物を積極的に活用するともに、給食だより等を通じて、食育の重要性について家庭への啓発に努めます。

5 関連する既存計画等

取組の実施にあたっては、第5期芽室町総合計画、本食育推進計画のほか、次の計画等に基づいて進めます。

- (1) 芽室町教育大綱
- (2) 芽室町教育振興基本計画
- (3) 芽室町社会教育推進中期計画

基本目標2 食を通じて心豊かで輝く人を育もう

心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり【第5期芽室町総合計画基本目標】

施策2 社会教育の推進【第5期芽室町総合計画施策】

1 食育に関する課題

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは食育の原点であります。

また、共食の場は、子どもたちが規則的でバランスよい食事をとる習慣や、箸の使い方といった食事の行儀・マナーなど、基礎的な食習慣を習得する場でもあります。

しかし、現在は生活習慣が多様化し、これらの習得が不十分との指摘があります。

そのことから、特に子育てをしている親世代やこれから親になる世代が、「食」の場は、人間形成における健康的な心身を育み、基本的な生活習慣を身につける重要な場であるということを、改めて認識する必要があります。

地元農畜産物や地域の伝統的な行事に結び付いた食事を継承していくため、情報の収集・発信や体験できる場の提供が必要です。

充実した生涯を過ごしていくためには、よりよい食習慣や健全な食生活を幼少期から高齢期までの全世代において、機会を逃さず学び考えることが大切で、家庭や地域、関係機関と連携することが必要です。

そのためには、食育活動を通じて学んだことについて家庭で共有を促進する取組や、農業について理解を深めるため、農業体験や地元農畜産物を食べる機会の充実、生産者との交流の取り組みを促進する必要があります。

2 対象とする食育推進基本計画の推進項目及び施策

(1) 家庭における食育の推進

- ① 子供の基本的な生活習慣の形成

(2) 地域における食育の推進

- ① 高齢者に関する食育の推進

(3) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

- ① 子供を中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供

(4) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

- ① 地方公共団体等における取組の推進

3 計画期間の重点的な取組

(1) 家庭教育学級の支援

健全な子どもの育成と、家庭の教育力の向上を図ることを目的に小学校単位などで自主的に開設される家庭教育学級の活動の支援を行います。

家庭教育学級では、保護者が家庭で教育を行う上で、必要な心構えや児童の発達の特徴や基本的な生活習慣への取組だけでなく、子どもにとって望ましい食生活や知識の取得など家庭の教育力向上について学ぶ場とします。

(2) めむろわんぱくキャンプの実施

家庭を離れ異年齢でキャンプを実践し集団生活中で非日常的な学びを提供します。

体験活動を通じて形成される協調性や、異年齢の交流の中で調理し食することで、地域の産業を学び、季節（旬）を感じ味覚を養うなど、豊かな感性を身に着けることを目指します。

4 その他の取組

(1) 高齢者学級めむろ柏樹学園での講話

高齢者の学びの場であるめむろ柏樹学園を開設します。健康づくりや食生活に関する講話などを通じて、健康で充実した生活を送れるよう支援します。

(2) 食育情報の収集と関連展示の実施

本町の情報の発信拠点でもある図書館から、「食」に関する町民の理解を深めるための情報の収集や関連展示などを行い情報発信に努めます。

5 関連する既存計画等

取組の実施にあたっては、第5期芽室町総合計画、本食育推進計画のほか、次の計画等に基づいて進めます。

(1) 芽室町教育大綱

(2) 芽室町教育振興基本計画

(3) 芽室町社会教育推進中期計画

基本目標3 食を通じて健康で笑顔な人を育もう

誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり【第5期芽室町総合計画基本目標】

施策1 生涯を通じた健康づくり【第5期芽室町総合計画施策】

施策2 高齢者福祉の充実【第5期芽室町総合計画施策】

1 食育に関する課題

栄養・食生活は、生命を維持し、人々が健康で幸福な生活を送るために欠くことのできない営みであり、多くの生活習慣病の予防のほか、生活の質の向上及び社会機能の維持・向上の点からも重要です。

壮年期死亡や高齢期の寝たきりの原因となるがん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病などの生活習慣病は、生活習慣の改善によって発症や進行を予防することができると考えられています。

食に関する情報が氾濫する中、若い世代をはじめあらゆる年代においても、正しい情報の選択ができ正しい食習慣を身につけることが大切であり、町民自らが「食」に関心を持ち、不規則な食生活が健康に及ぼす影響などの健康との関連性を理解し、食習慣の改善をすすめることができます。

また、ひとり暮らしの高齢者等のライフスタイルや健康状態に合わせた食事支援を推進することが必要です。

2 対象とする食育推進基本計画の推進項目及び施策

(1) 地域における食育の推進

- ① 「食育ガイド」等の活用促進
- ② 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ③ 歯科保健活動における食育推進
- ④ 高齢者に関する食育の推進

(2) 食育推進運動の展開

- ① 食育に関する国民の理解の増進
- ② 食育月間及び食育の日の取組の充実

3 計画期間の重点的な取組

(1) 健康講座

地域の各種団体からの要請に応じるとともに、積極的に出前講座を行います。栄養・食生活分野では野菜摂取量の目安や間食の摂り方など適切な量と質の食事の摂り方について伝えます。

(2) 栄養相談、健康相談の実施

栄養や食習慣に関する疑問や悩みを解消するために個別の栄養相談を随時実施し、広報誌により周知を図ります。

また、糖尿病や慢性腎臓病など、医療による薬物療法と食事療法が必要なものについては、医療機関との連携を図りながら進めます。

4 その他の取組

栄養業務担当者連絡会議では、町内で活動する管理栄養士・栄養士が「食」に関する情報交換を通じて、町民が「食」について意識を高め、正しい知識を身につけ、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することを目指し開催しています。

その活動の一環とし、統一献立の実施やリーフレットの作成・配布により食育の日の周知普及を行っています。

さらに、歯科検診や歯科健康教育を行い、摂食・嚥下等の口腔機能についてライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりを支援します。

高齢者食事サービスについては、高齢者のライフスタイルや健康状態に合わせ、民間サービスの活用を推進していくと共に、町のサービスにおいては安否確認を兼ねた配食サービスを提供していきます。

5 関連する既存計画等

取組の実施にあたっては、第5期芽室町総合計画、本食育推進計画のほか、次の計画等に基づいて進めます。

(1) 第4期芽室町健康づくり計画（健康福祉課）

(2) 第8期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（高齢者支援課）



基本目標3 食を通じて健康で笑顔な人を育もう

誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり【第5期芽室町総合計画基本目標】

施策1 生涯を通じた健康づくり【第5期芽室町総合計画施策】

施策2 安心して生み育てることができる子育て支援【第5期芽室町総合計画施策】

1 食育に関する課題

子どもの食をめぐっては、発育・発達の重要な時期にありながら、栄養素摂取の偏り、朝食の欠食など、社会環境が変化し、生活習慣が多様化する中で、家庭における食に関する作法や望ましい食生活の実践が十分ではないとの報告があります。

また、近年、家族や生活の状況が変化する中で、ひとり親世帯、貧困の状況にある子どもに対する支援が重要な課題になっています。

国が実施する調査の項目に含まれる児童生徒を対象にした朝食の摂取状況及び教育委員会が行う「生活習慣病予防検査（血液検査）」の結果を見ても、一定数の児童生徒が朝食を欠食したり、コレステロール値等が判定基準値を超えてています。

この結果を踏まえ、町と教育委員会が連携し、要指導等となった児童生徒及びその保護者に対して、生活リズムや食生活の改善を促すための保健・栄養指導が必要です。

加えて、若い世代においても食に関する知識や意識、実践状況等の面でほかの世代より課題が多いとの報告があります。

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは食育の原点であり、共食を通じて、食の楽しさを実感することだけでなく、食や生活に関する基礎を習得する機会にもなります。

子どもから成人、高齢者に至るまで正しい情報を適切に提供し、家庭や地域における食育をさらに推進する必要があります。

2 対象とする食育推進基本計画の推進項目及び施策

(1) 家庭における食育の推進

- ① 子供の基本的な生活習慣の形成
- ② 妊産婦や乳幼児に対する食育の推進
- ③ 望ましい食習慣や知識の習得
- ④ 子供・若者の育成支援における共食等の食育推進

(2) 学校・保育所等における食育の推進

- ① 就学前の子供に対する食育の推進

3 計画期間の重点的な取組

(1) 児童生徒の生活習慣病検査結果に基づく個別相談

教育委員会で実施する生活習慣病検査で要指導・要再検査となった児童生徒とその保護者を対象に保健・栄養指導を実施し、生活リズムや食生活等の改善に取り組みます。

(2) 妊婦栄養相談

妊娠の食事内容を栄養指導ソフトで分析し、授乳期や離乳食もあわせた食事作りができるよう栄養相談を実施します。

(3) 子育て支援センターでの栄養指導

栄養士が離乳食や幼児食の栄養指導を行うことで、保護者の不安を軽減し栄養バランスのとれた食事作りができるよう支援します。

(4) 離乳食相談（5か月児訪問）

第一子のお子さんを対象に栄養士が訪問します。

離乳食の進め方や作り方など家族の食事作りも含めた相談を実施します。

(5) 子どもの居場所づくり推進

子どもが集まる居場所を設置し、食事を提供します。

共食を通じ食の楽しさや子どもが抱える様々な困難を早期に発見できるよう実施します。

(6) 町立保育所での食育計画の作成、実施

町立保育所については、町が献立作成業務を担うことで地元農産物を使用した栄養バランスのよい給食や行事食の提供、食事マナーを身につけることができるよう実施します。

4 その他の取組

乳幼児健診（10か月、1歳9か月、3歳6か月）において継続的に栄養相談を行うとともに、乳幼児歯科指導やプレママ教室では集団を対象とした栄養講座を実施します。

5 民間事業者や団体等が実施する食育活動への支援

子育ての木出前健康講座で食に関する正しい知識が習得できるよう支援します。

6 関連する既存計画等

取組の実施にあたっては、第5期芽室町総合計画、本食育推進計画のほか、次の計画等に基づいて進めます。

- (1) 第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画（子育て支援課）
- (2) 芽室町立保育所食育計画（子育て支援課）

8 計画の推進体制と進捗管理

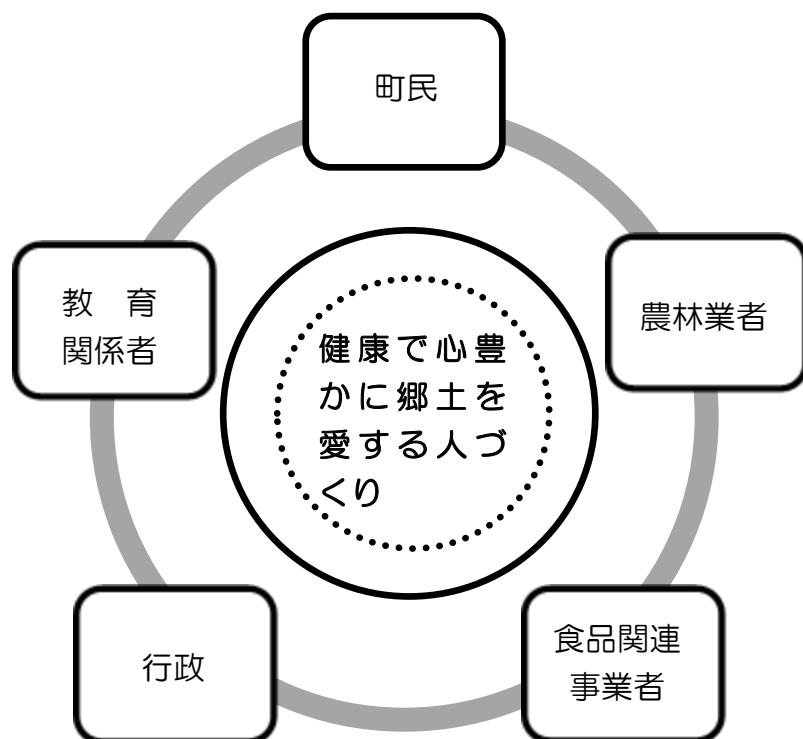
(1) 推進体制・進捗管理

「食」について意識を高め、健全な食生活を実現するために、食育基本法においてそれぞれの責務が明記されています。

本町においては、教育関係者、農林業者、食品関連事業者等と補完し合いながら計画に掲げた施策により、全町的に「食育」を推進することとします。

このため町では、庁内関係各課が情報の共有化や施策の調整など相互に連携をとるとともに、生産者や地域及び関係団体と協働して、効果的に計画を進めていきます。

本計画の進捗管理については、原則として毎年、庁内関係各課で構成する食育担当者会議を実施し、重点的な取組についての進捗・達成状況を把握します。



用語解説

生活習慣病

糖尿病・脂質異常症・高血圧・高尿酸血症など、毎日の生活習慣（食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等）が発症・進行に関係していると考えられている病気の総称です。

地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費することです。

食料・農業・農村基本計画では、地域の消費者のニーズに合ったものを地域で生産するという側面も加え、「地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組であり、これにより、消費者が、生産者と『顔が見え、話ができる』関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図る」と位置付けられています。

栄養教諭

児童生徒の発育において、栄養状態の管理や、栄養教育の推進をめざして平成17年に新たに設けられた、児童生徒の栄養の指導及び管理をする教員のことを指します。

BMI

体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）で算出される体格指数です。

BMI18.5未満を低体重、18.5～24.9を普通体重、25.0以上を肥満とします。

脂質異常症

血液中のLDLコレステロール（悪玉コレステロール）や中性脂肪（トリグリセリド）が高い、あるいはHDLコレステロール（善玉コレステロール）が低い状態を総称して脂質異常症といいます。

高齢化率

65 歳以上の高齢者人口（老人人口）が総人口に占める割合のことを指します。

ライフステージ

人の一生を少年期・青年期・壮年期・高齢期などと分けた、それぞれの段階のことを指します。

共食

家族や仲間、職場の人や地域の人など、会話を楽しみながら食事をすること。

ＴＰＰ11協定

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）は、12 か国が署名した TPP 協定から米国が離脱したことから、残る 11 か国によりアジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律に関する新たなルールを構築した経済連携協定であり、2018 年 12 月 30 日に発効されました。

経済団体を中心に参加を支持する声がある一方で、関税撤廃による国内農林水産業への影響などを懸念して、参加に反対する意見もあります。

食農教育

生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える「農（農業）」について、一体的に学び体験すること。食育+農業体験=食農教育。

「早寝・早起き・朝ごはん」運動

子供の生活リズムの乱れと、学習意欲や体力の低下との関連に注目し、平成 18 年から文部科学省が旗振り役となって始めた国民運動。

全国の NPO や企業などが立ち上げた協議会が啓発活動に取り組んでいます。

食の外部化

単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する傾向が高まっています。

これに伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品や惣菜、弁当といった「持ち帰ってすぐ食べられる食品」の提供や市場の開拓等が発展しています。

このような動向を総称して「食の外部化」といいます。

食事バランスガイド

健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」（平成12年3月）を具体的に行動に結びつけるものとして、平成17年6月に厚生労働省と農林水産省が決定しました。

1日に、「何を」、「どれだけ」食べたらよいかを考える際の参考にしていただけるよう、食事の望ましい組み合わせとおおよその量をイラストでわかりやすく示したものです。

中食

「外食（レストランなどへ出かけて食事をとること）」と「内食（家庭内で調理をして食事をとること）」の中間に相当するもので、市販の弁当や総菜、調理品を家に持ち帰って食べることを指します。

(参考)第3次芽室町食育推進計画評価表

進捗(A:計画通り実施、B:一部実施、C:未実施) 効果(食育推進に A:効果的、B:どちらともいえない、C:効果が認められない)

町の取組	方針	進捗	効果	評価理由
農業担い手の自主的な食育活動の支援 農林課	重点	A	A	補助メニューに食育活動に利用可能なメニューを追加するなどの取組を進めている。
めむろ農業小学校の実施 農林課	重点	A	A	新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止の年もあったが、作物を種まきから収穫、食べるまで一貫して体験できる取組は重要。
教育旅行など都市部の児童・生徒の農家民泊受入 農林課	重点	A	A	新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止の年もあったが、多数の受入を行った。受入農家負担軽減のためにも協力農家を増やすべき。
地産地消バスツアーの実施 農林課	重点	A	A	新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止の年もあったが、参加者も多く、継続すべき事業である。
食育・地産地消講演会の実施 農林課	継続	A	A	新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止の年もあったが、参加者も多く、今後も継続すべき事業である。
民間事業者、団体等が行う食育活動への協力 農林課	支援等	A	A	民間事業者等への必要に応じた協力や支援を行った。
食の安全・安心の確保 商工労政課	継続	A	A	芽室消費者協会と連携し、広報誌・展示等による情報発信を行い、食に関する知識を普及することができた。
「早寝・早起き・朝ごはん」運動の啓発と取組 教育推進課	継続	A	A	学校だより、保健室だよりなどで家庭に啓発を続けてい る。
児童生徒の生活習慣病検査の実施 教育推進課	重点	A	A	令和3年度から会場を公立芽室病院に移して実施。 対象を小4、中1以外の有所見者まで拡大したこと、生 活習慣病のリスクがある児童生徒の早期発見、早期介入 につなげている。
給食だよりでの食育指導・啓発 教育推進課	継続	A	A	使用した食材の生産者を紹介、及び、四季の特徴に合わせた食育の情報発信をすることで各学級での食指導の教 材となっている。
学校給食メニューのレシピ紹介 教育推進課	継続	A	A	まるごと給食や人気メニューなどのレシピを一部紹介して いる。
学校等での給食指導 教育推進課	継続	A	A	給食時間の際に栄養教諭が学級で食指導を行っている 他、その日の給食のこだわりや食材の豆知識を掲載した ひと口メモを配布しており、その内容が校内放送で流れる など各学校で活用されている。
学校における食に関する指導の実施 教育推進課	重点	A	A	様々な食育の視点から年齢に応じた内容を選び指導を行 った。また、食農教育の授業では生産者に講演をしていた だき、意欲的に授業を受ける児童生徒が多かった。

町の取組	方針	進捗	効果	評価理由
児童生徒歯科指導 教育推進課	継続	A	A	全児童生徒対象に学校歯科検診を行い、歯科指導につなげている。
学校での農業体験 教育推進課	重点	A	A	令和3年度から、芽室小学校、芽室西小学校を対象に「芽室まるかじりプロジェクト」通称「がぶりのじかん」を実施。基幹産業である農業に対する理解や郷土を愛する心を育むとともに、食べ物への関心や大切にする心を育む取組を実施している。
めむろまるごと給食の実施 教育推進課	重点	A	A	芽室産食材を活用し生産者の紹介をすることで、児童生徒とその保護者が身近に農業を感じることができた。芽室町ではどんな食材が生産されているのか、生産者の農業に対する思いを知る機会となった。
学校給食での安全な食材の使用 教育推進課	継続	A	A	生鮮食品に関しては産地を特定しており、加工品については業者に商品分析表を提示させている。
給食における地元農畜産物の積極的な活用 教育推進課	継続	A	A	まるごと給食だけでなく通常給食でも芽室産食材を使用している。給食だよりにはその月に使用した芽室産食材を掲載している。
家庭教育学級の支援 生涯学習課	重点	A	A	子どもを持つ親が対象であり、学習することにより、子どもへの波及効果もある。しかし、食育について題材にしていない学級もあるのが課題である。
通学合宿「めむろ塾」の実施 生涯学習課	—	C	C	令和元年度において事業が終了している。
高齢者学級めむろ柏樹学園での講話 生涯学習課	継続	A	A	講演や歯科検診の周知などにより、学園生の意識向上につながっている。
めむろわんぱくキャンプの実施 生涯学習課	重点	A	A	自分たちで夕食(防災食)を作ることにより、食事、食材への興味・関心につながっている。
図書館での食育情報の発信 生涯学習課	継続	A	A	令和3年度は3回の展示事業を実施し、食育の趣旨啓発、貸出促進に寄与した。(食育月間、歯と口の健康週間、牛乳・乳製品消費啓発、砂糖消費啓発)
児童生徒の生活習慣病検査結果による個別指導 子育て支援課	重点	A	A	家庭での食生活を見直す大切な機会であり、将来の生活習慣病を予防し、健やかな発育ができるよう実施。
乳幼児歯科指導 子育て支援課	継続	A	A	むし歯予防と関連づけた食事や間食の取り方を理解してもらい、望ましい食生活が行えるよう実施。
食事バランスガイドの普及・啓発 健康福祉課	継続	A	A	健診の事後説明を利用し、食事バランスについて効果的に普及できたと考える。

町の取組	方針	進捗	効果	評価理由
健康講座 健康福祉課	重点	A	A	依頼に基づく実施のため、実施回数や参加人数にはらつきはあるが、講座利用の周知と合わせ、広く食育や栄養バランスについて効果的に普及できた。
栄養相談、健康相談の実施 健康福祉課	重点	A	A	健康に対する食事での不安や悩みの軽減に向け、隨時、相談を受け付け、効果的に実施できたと考える。
出前健康講座 高齢者支援課	継続	A	A	高齢者を対象とした栄養に関する出前講座を実施した。今後も適切な食生活維持のために必要な事業である。
成人歯科検診、歯科健康教育 健康福祉課	継続	A	A	歯科検診・健康教育を通じて、美味しく安全に食事を摂ることについて効果的に普及できた。
広報誌による普及・啓発 健康福祉課	継続	A	A	栄養担当者連絡会議の担当者で広報誌へ記事を掲載し、町民へ食育の取組について周知した。
栄養業務担当者連絡会議の設置 健康福祉課	継続	A	A	年3回会議の場を設け、食育活動の情報交換を行った。協議会ごとの会議も開催され、町内での栄養士の情報交換の必要性が低くなっているため、会議の手法を検討する。
広報誌でのレシピ紹介 健康福祉課	継続	A	A	提供した統一献立を紹介し、食育の普及の一環とし効果的であったと考える。
食育の日の普及、統一メニューの実施 健康福祉課	継続	A	A	統一献立のメニュー考案とリーフレット作成を行い、広く食育について普及できた。使用食材やコスト面で制限があるため、統一献立メニューの検討が必要。
子育ての木出前健康講座の実施 子育て支援課	縮小	B	A	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、集会の機会が減っている。申し込みが減少しているので、実施方法等検討が必要。
子どもセンター等での農業体験 子育て支援課	継続	B	A	収穫した野菜を調理、試食することは感染症の影響でできなくなつたが、レシピや栄養の紹介を行つた。
プレママ教室、パパママ教室の実施 子育て支援課	継続	A	A	妊娠期・産褥期の食事を理解してもらい、食生活を見直し、栄養バランスのとれた食事作りができるよう実施した。
妊婦栄養相談 子育て支援課	重点	A	A	妊娠期・産褥期の食事の理解を図る。個々人に合わせた栄養ポイントを説明する等の支援をした。
子育て支援センターでの栄養指導 子育て支援課	重点	A	A	離乳食・幼児食を理解し、食事作りができるよう実施した。
離乳食相談(5ヶ月児訪問) 子育て支援課	重点	A	A	主に第一子の保護者を対象に行い、離乳食作りが不安なく進められるよう実施した。
乳幼児健診での栄養相談 子育て支援課	継続	B	A	新型コロナウイルス感染症の影響で相談方法を工夫し、乳幼児期に健やかに育つことを目指し、食習慣が確立できるよう実施した。

町の取組	方針	進捗	効果	評価理由
すくすくコールによる相談受付 子育て支援課	継続	A	A	離乳食等の困りごとにアドバイスを行い、食に関する不安の解消を図る機会となっている。
子どもの居場所づくり推進 子育て支援課	重点	A	A	子どもの居場所を設け、学習や食事を支援。学習支援や保護者の相談支援と同時に食事の提供を実施。
幼稚園・私立保育所での農業体験 子育て支援課	—	B	A	各施設に栄養士が配置され、町の栄養士の関与度合いは少ない。担当者会議での情報共有。
幼稚園・私立保育所での食育計画の作成、実施 子育て支援課	—	A	A	各施設に栄養士が配置され、町の栄養士の関与度合いは少ないが、担当者会議での情報共有を行っている。
町立保育所での食育計画の作成、実施 子育て支援課	重点	A	A	食を通して子どもの育ちを支援し、月ごとの行事を通じて、季節や行事に応じた食事を提供した。
町立保育所での行事食の提供 子育て支援課	継続	A	A	食を通して子どもの育ちを支援し、月ごとの行事を通じて、季節や行事に応じた食事を提供した。
町立保育所での農業体験 子育て支援課	継続	A	A	収穫を通じて食材の大切さ、栄養を学び、心身の発育を図る機会となっている。
訪問栄養相談・指導の実施(高齢者) 高齢者支援課	継続	A	A	訪問による栄養相談・指導を実施し、フレイルの予防を図った。今後も継続して実施する必要ある。
高齢者食事サービスの実施 高齢者支援課	継続	A	A	栄養バランスのとれた食事の提供により、自立した生活・健康維持・見守りが達成できた。
高齢者保健福祉計画の作成 高齢者支援課	—	A	A	関連する計画ではあるが、食育が主ではないため施策に位置付けない。
認知症カフェの実施 高齢者支援課	—	A	C	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、飲食を中止した。食育が主たる目的ではないため施策に位置付けない。

※「方針」は第4次芽室町食育推進計画の方針である

※この評価表は、庁内関係課で構成する食育担当者会議において評価しているものであり、「各事業を計画的に実施できたか」「食育の観点において効果的な事業であるか」を議論し、本計画の策定にあたり活用したものです。